

キャッシュレス決済端末及びセミセルフレジ導入事業（サービス利用） 仕様書

1. 事業名

キャッシュレス決済端末及びセミセルフレジ導入事業（サービス利用）（以下「本事業」という。）

2. 目的

阪南市（以下「本市」という。）が「キャッシュレス決済端末及びセミセルフレジ導入事業（構築）」（以下「導入業務」という。）により導入する機器を用い、POSシステム及びキャッシュレス決済サービスを提供するとともに、指定納付受託業務及び機器の保守・運用支援を行うことで、窓口を利用する全ての市民の利便性向上及び会計業務に係る職員の負担軽減を継続的に図る。

3. 本仕様書の位置付け

本事業は、導入業務と一体として公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、それぞれ別に契約を締結する。本事業の受注者は、導入業務で導入された機器と本事業で提供するサービスが確実に連動するよう、導入業務の受注者と密に連携すること（同一事業者又は共同提案の構成事業者が受注する場合を含む。）。

4. 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（60か月）

※本事業は債務負担行為の設定を前提とする。

5. 履行場所

阪南市役所 市民課及び税務課（別紙1「設置場所及び機器構成一覧」のとおり）

6. 事業内容

- ①POSシステムの提供（ライセンス、クラウドサービス）
- ②キャッシュレス決済サービスの提供
- ③指定納付受託業務
- ④機器及びシステムの保守
- ⑤運用支援（問合せ対応、マスタ変更支援等）

7. POSシステム要件

- ①キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
- ②一体型又は連動型のいずれの構成においても、POSシステムとキャッシュレス決済端末及び自動釣銭機の間で金額の二度打ちが発生しないこと。

- ③キャッシュレス及び現金以外の任意の支払手段（定額小為替等）での取引が可能であり、集計において現金取引額と現金以外の取引額が明確に区分できること。
- ④窓口で取り扱う手続名（手数料等名）及び料金等のマスタ情報を設置窓口ごとに300件以上設定できること。また、タブ分割、色分割等により、任意の科目ごとの管理が可能であること。
- ⑤マスタ情報は、職員により任意に登録・変更が可能であること。また、CSV登録等により一括での登録・変更処理が行えらるとともに、反映日時を任意に指定できることが望ましい。
- ⑥任意の手数料について、支払手段を現金のみに制限できることが望ましい。
- ⑦複数の取引を保留でき、任意の保留取引を呼び出して決済できること。
- ⑧決済誤り時の取消及び訂正を行う機能を有し、その内容が集計に反映されること。
- ⑨レシートには、設置窓口の名称、手数料等の名称を任意に設定でき、出力枚数を変更できること。また、支払手段に応じてレシートの表題（例：現金は「領収書」、キャッシュレスは「利用明細書」）を出し分けできることが望ましい。
- ⑩レシートには本市のロゴ（市章）等を印字できることが望ましい。また、支払者用レシート、本市控え及び取引データに同一の一意の番号（伝票番号等）を付与し、納付者と取引を照合できること。できない場合は代替手段を提案すること。
- ⑪窓口ごと、手続ごと、決済種別ごと、日別・月別等取引データを集計する機能を有し、集計データをCSV形式で随時取得できること。
- ⑫取引データには、少なくとも次の情報を保有すること。ただし、ア（所属コード）及びカ（科目コード）については、手続マスタへの登録項目等による代替も可とする。これ以外の情報の保有を妨げるものではなく、抽出可能な項目は企画提案書により提案すること。
 ア 所属コード及び取引窓口名 イ 取引日時 ウ 伝票番号 エ 手続名（手数料等名）
 オ 手続管理コード カ 科目コード（款項目節等） キ 料金（単価） ク 数量 ケ
 決済種別 コ 決済ブランド（キャッシュレス決済時） サ 料金（合計）
- ⑬職員ごとにIDを付与でき、IDごとに利用可能な機能を制限・管理できること。また、取消・返金等の職員の操作履歴をデータとして確認できることが望ましい。
- ⑭窓口ごとのアカウントに加え、全窓口のデータを一元的に閲覧・管理できる管理者権限のアカウントを設定できることが望ましい。
- ⑮インターネット通信障害が発生した場合でも、現金決済等の会計業務を継続できること。また、障害が発生した場合でも処理済みの取引データに影響を及ぼさず、復旧後に問題なく取得できること。
- ⑯POSシステムのデータは、契約期間中、クラウドサーバに保管されること。なお、データは国内に所在するデータセンターに保管されることが望ましく、保管場所を企画提案書に明記すること。

8. キャッシュレス決済サービス要件

（１）利用可能な決済ブランド

次に掲げる決済ブランドについては稼働開始日までに対応することを原則とする。ただし、稼働開始までに手続等の関係で未対応の可能性のあるブランドがある場合は、その旨、本市と受注者が協議すること。

- ①クレジットカード：Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club
- ②電子マネー：iD、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系 IC
- ③コード決済：PayPay、d 払い、au PAY、楽天ペイ、メルペイ

(2) 機能要件

- ①クレジットカード等の信用照会は即時与信が可能であり、承認番号を即時取得できること。
- ②紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止措置を講じていること。
- ③キャッシュレス決済の取消・返金機能を有すること。返金は取消処理により行うことを基本とし、取消可能な期間に著しい制限があるブランドを提案する場合は、その内容を明記すること。
- ④P C I D S S の現行基準に準拠し、割賦販売法に基づくクレジットカード番号等の適切な管理を行うこと。
- ⑤モバイル型端末でS I M通信を用いる場合、その通信に係る費用は全て利用料に含めること。
- ⑥各決済ブランドの利用に必要な加盟店登録等の手続を代行すること。決済ブランドの追加等は、契約期間中も随時提案すること。

9. 指定納付受託業務

(1) 指定納付受託者の指定

本市は、本業務の受注者、共同提案の構成事業者のうち決済事業を担う者又は受注者が企画提案書において示す決済事業者を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に指定する。なお、POSシステムと決済サービスを異なる事業者が提供する組合せによる提案も可とする。

受注者は、指定に必要な書類の提出等を本市が求めた場合は、速やかに応じること。また、指定納付受託者と本市との間で別途契約等の締結が必要な場合は、これに応じるものとする。

(2) 立替金の納付

- ①キャッシュレス決済による売上金の立替金（以下「立替金」という。）は、少なくとも月1回以上、本市が指定する方法により納付すること。締日及び納付日は提案によるものとし、企画提案書に明記すること。なお、月末締めによる月1回の納付とすることが望ましい。
- ②集計期間は、地方自治法第208条第1項に規定する会計年度をまたがないものとする。会計年度をまたぐ場合は、本市が年度ごとに区分して処理できるよう、年度ごとの売上金額等を明示した明細を提供すること。
- ③立替金は、決済種類及び決済ブランドを問わず、締日ごとに一括で納付することを基本とする。決済種類等により納付を分割する必要がある場合は、その単位及び時期を企画提案書に明記すること。なお、クレジットカードによる支払方法は、原則として一括払いとする。

- ④立替金は、決済手数料及び振込手数料等を差し引くことなく全額納付し、決済手数料は別途請求することが望ましい。決済手数料を差し引いて納付する方式とする場合は、その旨を企画提案書に明記するとともに、本市が歳入と歳出を区分して処理できるよう、窓口ごとの売上総額、決済手数料額及び差引納付額を明示した明細を提供すること。
- ⑤締日ごとの売上金額の明細（決済手数料を差し引く場合は手数料の明細を含む。）をデータ又は書面により発行し、入金予定日の前日までに本市職員が確認できるようにすること（5営業日前までに確認できることが望ましい）。明細は窓口ごとに確認できることとし、取りまとめ課において全窓口の明細を確認できることが望ましい。
- ⑥立替払は、本市が納入義務者に対して有する債権を指定納付受託者が買い取るものではない。
- ⑦指定納付受託者は、正当な理由なく立替金の納付が遅延したときは、遅延日数に応じ、契約書に定める割合により算定した遅延利息を本市に納付すること。

（３）決済手数料

- ①決済手数料を別途請求する場合は、締日ごとに集計して請求すること。支払期限は、請求日から起算して30日程度の十分な日数を確保すること。
- ②決済手数料の額は、締日ごとの売上金額に決済ブランドごとの決済手数料率を乗じた額とし、1円未満の端数は切り捨てる。決済手数料率は、別紙2-2「決済手数料率表及び年間手数料見込み算出表」により提示すること。
- ③決済手数料の請求書又は計算書を、窓口ごとに確認できる形でデータ又は書面により発行すること。
- ④決済手数料及び振込手数料等は、60か月の固定のサービス利用料には含めず、実際の決済実績等に応じて別途支払うものとする。

10. 保守業務

- ①導入業務で導入した機器（別紙1）及び本事業で提供するシステムの保守を、履行期間を通じて行うこと。
- ②履行期間を通じて、導入業務で導入した機器によりPOSシステム及びキャッシュレス決済サービスを継続して利用できるよう必要な対応を行うこと。OS・アプリケーション等のサポート終了その他の理由により機器の更新等が必要となる可能性がある場合は、その時期、対応方法及び費用負担の考え方を企画提案書に明記すること。
- ③障害発生時の一次受付窓口を設置し、導入する全ての機器及びシステムについて統一した受付窓口とすること。
- ④受付は電話を基本とし、受付時間は少なくとも本市の開庁日の午前9時から午後5時00分までとすること。また、市民課の休日開庁日（原則毎月第1日曜日。変更の場合は本市から事前に通知する。）の開庁時間についても、電話、メール等により障害の受付ができる体制を確保すること。
- ⑤電話等による対応で改善しない場合は、現地への駆け付け対応、又はセンドバック方式による代替機の速やかな提供（修理連絡後3営業日以内を目安とする。）等により、窓口業務の

継続を確保すること。なお、自動釣銭機の故障については、原則として訪問修理により対応すること。

- ⑥機器の故障に係る修理、部品交換等は、稼働開始日から1年間は、本市の故意又は重大な過失による場合を除き、無償で対応すること（導入業務の保証による対応を含む。）。
- ⑦稼働開始後2年目以降の機器の修理・部品交換等の取扱い（保守の対象範囲、無償・有償の区分、有償となる場合の費用の目安、代替機の提供方法等）は提案によるものとし、企画提案書及び見積書に明記すること。
- ⑧システムのメンテナンス及びバージョンアップを行う場合は、緊急時を除き2週間前までに作業内容・日程を本市に通知し、窓口業務に支障のないよう実施すること。
- ⑨新紙幣・新硬貨の発行、制度改正等により機器又はシステムの対応が必要となった場合は、本市と協議のうえ誠実に対応すること。

1 1. 運用支援

- ①職員からの操作方法等の問合せに迅速に対応すること。
- ②手数料改定、窓口の追加等に伴うマスタ情報の変更について、必要な支援を行うこと。
- ③職員の異動等に伴い本市が求める場合は、追加の操作説明を行うこと。
- ④決済ブランドの変更等があった場合は、各窓口のアクセプタンスマーク等の掲示物を更新すること。
- ⑤稼働開始日（令和9年4月1日）の開庁時間中は、機器及びシステムに精通した者を1名以上市民課に配置し、運用開始に伴う操作支援及び障害対応を行うこと。
- ⑥来庁者のキャッシュレス決済の利用促進に向けた取組について、企画提案書において提案すること。提案した取組は、本市と協議のうえ履行期間中に実施するものとする。また、キャッシュレス決済の利用状況（件数、金額、決済種別ごとの比率等）を、本市が管理画面等により随時確認できるようにすること。

1 2. 情報セキュリティ

- ①受注者は、本市の情報セキュリティポリシー及び個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- ②クラウドサービスについては、I S M S（ISO/IEC 27001）等の第三者認証の取得状況、データの保管場所、バックアップ及び障害時の復旧方法を企画提案書に記載すること。
- ③情報セキュリティ事故が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに本市に報告し、本市の指示に従い対応すること。
- ④契約終了時には、C S V形式等、本市と協議した形式で取引データを提供したうえで、クラウド上の本市データを消去し、その旨を書面等で報告すること（報告の様式は本市と協議する。）。

1 3. 契約終了時の対応

契約終了時に次期サービスへ移行する場合は、データ提供その他円滑な移行に必要な協力を行うこと。

1 4．特記事項

- ①本事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。一部を再委託する場合は、事前に書面により本市の承認を得ること。
- ②本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受注者が協議のうえ決定する。

以上